

病院建設基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会 実施要領

(趣旨)

この要領は、三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）第5条の規定に基づき設置する新病院建設基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）による審議について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

委員会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、三田市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) 前記に掲げる者のほか、三田市長が特に必要があると認める者

なお、三田市長は、特定の事項について専門的知識を有する者を本会に召集し、意見を聴取することができる。

(任期)

委員の任期は、審議が終了するまでとする。

(委員会の公開)

「三田市情報公開条例第7条第5号 審議、検討又は協議に関する情報」に該当するため非公開とする。

(三田市情報公開条例第7条第5号を一部抜粋)

(5) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(審議事項)

- (1) プロポーザル実施要領、仕様書、評価基準、評価要領などの策定に関すること。
- (2) 応募提案書に関すること。
- (3) 契約候補者の選定に関すること。

(スケジュール)

	時 期	内 容
第1回	令和7年1月	募集要項等の策定
第2回	令和7年5月	技術提案書書類審査
第3回	令和7年6月	プレゼンテーション審査・事業者選定

新病院建設基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会
委員名簿

氏名	所属等	
児玉 善郎	日本福祉大学学事顧問・社会福祉学部教授	建築
清水 陽子	関西学院大学建築学部教授	建築
西谷 一盛	兵庫県住宅供給公社理事長	建築
久高 輝之	三田地域振興株式会社代表取締役社長	土木
松本 力	社会医療法人愛仁会 参与	管理
左右田 裕生	済生会兵庫県病院院長	運営
角田 雅也	三田市民病院院長	運営